

患 者 様 へ の お 知 ら せ

1. 施設および看護に関する事項

・ 1 病棟及び 2 病棟（精神療養病棟 1）

- ① 当院は、常勤の精神保健指定医が 4 名おり、病棟に常勤の精神科医が 1 名ずつ配置されている保健医療機関です。
- ② 当病棟は、入院患者様 15 人に対して 1 人以上の看護職員及び看護補助者がおり、その 5 割は看護職員を配置しております。又、作業療法の経験を有する職員も配置しております。
- ③ 当病棟の看護職員 2 割以上は看護師です。
- ④ 病棟内では、入院患者様同士が使用できる、談話室、食堂、面会室、浴室（シャワー室）、公衆電話が設けられております。又、入院患者様の金銭管理を適切に行っております。
- ⑤ 当病棟は、1 病室につき 6 床以下です。
- ⑥ 当病院は、専門の作業療法室または生活機能訓練室を設けています。
- ⑦ 当病院は、精神保健福祉士が常勤しております。

・ 3 病棟（15：1 入院基本料）

- ① 当病棟は、当病棟の入院患者様 15 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しており、また入院患者様 6 人に対して 1 人以上の看護補助者がおります。
- ② 病棟は、看護職員の内 4 割以上は看護師です。

・ 付き添いについて

当院は、家族等による付き添い看護は必要ありません。

2 入院食事療養

当病院は承認を受けて、特別管理の食事を提供しており管理栄養士に管理された食事を適時（朝食 8 時、昼食 12 時 30 分、夕食 6 時）、適温で提供しております。

3 届出または承認に関する事項

- ・ 入院診療計画 : 当院では、医師及び看護師等の共同により、入院時に推定される病名、症状、入院期間、検査等を文書にて患者様または御家族様に交付致しております。
- ・ 院内感染防止対策 : 当病院では、入院患者様の感染情報レポートを週に一回作成すると共に、院内感染対策委員会を月に一度開催し、院内感染防止対策に努めております。
- ・ 褥瘡対策 : 当病院は、医師、看護師から構成される褥瘡対策チームを設置し、日常生活自立度の低い患者様には診療計画書を作成し褥瘡対策を実施しております。

- ・医療安全管理対制：当病院は、安全管理委員会を設置し医療事故に対する分析を行うと共に、医療事故を防ぐための職員研修を年に2回開催しております。
- ・精神科作業療法：当病院は、専門の作業療法室があり、専従の作業療法士を配置して作業療法を行っております。
- ・CT撮影及びMRI：当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有しております。
撮影
- ・医療保護入院：精神保健指定医が治療計画書を策定し、当該治療計画書に基づき治療管理を行います。
- ・外来・在宅ベース：当院では、外来・在宅医療を継続して提供するための体制をアップ評価料Ⅰ整備しており、所定の基準に基づき当該評価料を算定しております。
- ・入院ベースアップ：当院では、入院医療を継続して提供するための体制を整備し評価料：ており、所定の基準に基づき当該評価料を算定しております。
- ・認知症患者リハビリテーション料：当院では、重度の認知症患者様に対し、認知機能や社会生活機能の維持・回復を目的として、患者様の状態に応じた個別のリハビリテーションを行っております。

3 病棟のみの事項

- ・療養環境加算：当病棟は、入院患者様1人に対しての平均病室面積は8㎡以上あります。
- ・看護配置加算：看護師比率が4割と規定されている入院基本料を算定している病棟全体において、7割を超えて看護師を配置している
- ・看護補助加算：当病棟には、入院患者様6人に対して1人以上の看護補助者が配置（6対1）されております。
当院では、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき、次の取組を実施しております。
 - ・看護補助者との業務分担及び協働の推進
 - ・業務手順の見直し及び効率化
 - ・勤務状況の把握並びに時間外勤務の縮減及び休暇取得の促進
 - ・研修機会の確保及び職員が働き続けやすい職場環境の整備
 - ・妊娠中及び子育て中の職員に対する勤務時間、夜勤等への配慮
 - ・医師、薬剤師、リハビリテーション職員等の他職種との業務分担及び連携の推進
 - ・夜勤明け後の十分な休息時間及び休日の確保
- ・精神科身体合併症：精神障害者であって身体合併症を有する患者の治療が行える

管理加算 よう、精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟です。

外来のみの事項

- ・精神科救急搬送患 算に係る届出を行っている保険医療機関との間であらかじめ協議を行っています。
- ・認知症専門診断管：(1)認知症に関する専門の保険医療機関です。
理料 (2)当該保険医療機関内に認知症に係る診療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されています。

4 明細書発行体制について

医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より明細書を無料で発行することと致しました。発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

5 保険外負担に関する事項

当病院では以下の事項について希望される場合は、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

- ・室料差額料（1日につき）1,400円（3病棟301号室、302号室のみ）
- ・各種文書料
- ・小遣い管理料（1ヶ月に月）2,250円
- ・保険外医療材料費
- ・オムツ類
- ・パジャマやタオル類
- ・その他 理容代、洗濯機や乾燥機使用料など。

詳しくは、別紙の「保険外負担一覧表」をご参照ください。

令和8年7月1日